

2024年度日本財団「子ども第三の居場所」事業募集にかかるQ&A

<目次>

1. 自治体協力届出・協定書について

- (1)自治体協力届出について
- (2)協定書について
- (3)その他

2. 申請について

- (1)対象となる団体・法人格について
- (2)その他

3. 開設事業について

- (1)土地について
- (2)建物について
- (4)建築見積書について
- (5)工期・事業期間について
- (6)その他

4. 運営事業について

- (1)土地・建物について
- (2)児童数について
- (3)スタッフ人材要件について
- (4)包括ケアモデルについて
- (5)コミュニティモデルについて
- (6)対象となる費用について
- (7)その他

5. その他

- (1)採択数・次年度以降の募集について
- (2)説明会動画について

※2023年09月20日更新

カテゴリ	中項目	番号	質問	回答
1.自治体協力届出・協定書について	(1)自治体協力届出について	1	自治体協力届出を「区」として提出することは可能でしょうか。	可能です。様式に市と例示してありますが、政令指定都市の場合は区でも問題ありません。また、区単位で生活保護や児童扶養手当の受給状況を管理しており、生活困窮世帯を含め生きづらさを抱えた子ども達の状況を把握し、アウトリーチへのご協力が可能であれば、区からのご提出で結構です。「本市」と「本区」の書き換え、公的扶助の対象児童数を「区単位」での人数としてご記入ください。
		2	自治体協力届出の記4「連携・協働」とは具体的に何を示しますか。	「連携・協働」は、拠点の案内チラシの配布や支援が必要な世帯・児童をおつなぎいただくなどの児童集めの協力、専門機関や地域の支援者との連携構築のサポートが具体的な内容となります。
		3	自治体協力届出の記4に「運営団体への対象児童の紹介等」との記載がございますが、運営団体に個人情報の提供を行うということでしょうか。	運営団体への個人情報の提供を求めるものではありません。「運営団体への対象児童の紹介等」につきましては、例えば、自治体から対象世帯への拠点案内チラシの配布や直接的な拠点の紹介などを指します。必要な世帯に支援が届くには周知が不可欠ですので、できる範囲でご協力いただけますと幸いです。
		4	自治体協力届出は、拠点設置場所の自治体でなければならないでしょうか。団体住所の自治体による届出提出は可能ですか。	拠点設置場所の自治体による届出書を提出してください。(複数拠点を設置する場合であっても)団体住所の自治体による届出書の提出は認めることができません。
		5	自治体協力届出は、教育委員会や社会福祉協議会等の自治体に関連する組織に依頼してもよいでしょうか。	社会福祉協議会による届出は受け付けておりません。教育委員会は、協力届出及び協定書の内容がB様式の提出に限り、協定書を首長名で締結できる場合において、認めることもありますのでご相談ください。
		6	自治体協力届出の「就学援助世帯数」について、集計の都合上、就学援助を受けている「人数」の記載でもよいでしょうか。	世帯数での回答が難しいようでしたら、人数の記載でも問題ありません。
		7	自治体協力届出はどこの部署に相談したら良いですか。	部署についても自治体により所掌が異なりますので、自治体にご相談頂きご判断ください。ご相談される際には、今までにどういった活動を行っており、日本財団の事業への申請を行いたいこと、自治体との連携が必須であることをご説明ください。
		8	自治体協力届出について、様式Aと様式Bどちらでの申し込みが多いですか。また様式による採択率の違いはありますか。	自治体として事業継続がなされる様式Aの方が、継続性の観点で高く評価しています。申請時の提出割合は様式Bの方が多いです。
		9	自治体協力届出に関して公的扶助対象児童数については、自治体でとらえている直近の人数で良いですか。また、時点の記載は必要ですか。	直近の人数で構いません。時点ももし可能でしたら追記いただけますと幸いです。
		10	自治体協力届出の様式は変更可能ですか。	趣旨が変わるものでなければ変更可能です。事前にメールで修正提案を頂きたくお願い致します。
		11	自治体協力届にて公的扶助の対象児童数を報告する理由を教えてください。	地域のニーズを確認するために対象児童数の記載をお願いしております。直近の人数をご記載いただけますと幸いです。
	12	自治体協力届出Aの記6「本助成金の交付終了後も本市の事業として継続できるように必要な措置を講ずる」との記載がございますが、こちらは助成終了後、運営費(事業費)の支援を約束するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	
	(2)協定書について	13	自治体から団体への情報提供は生活保護等の手当を受けている世帯数のみとし、具体的な世帯の紹介は行わなくても大丈夫でしょうか。	各自治体により協力体制は異なります。必要としている世帯に支援が届くよう、可能な範囲での御協力をお願い致します。
		14	協定書を締結する時期と締結方法は決まっていますか。	助成契約が開始となる事業開始年度4月以降、メールで調整のうえ郵送で締結します。
		15	同地域で複数団体が事業を実施する場合、それぞれの団体との協定締結が必要になりますか。また、協定内容は同じでなければいけませんか。	それぞれの団体との協定締結が必要です。協議の上、各協定書の内容に差異が生じることは問題ございません。
		16	協定書(様式A)について、自治体の事業として継続するとは具体的にどのような範囲を指していますか。	自治体の事業として団体への運営委託や補助事業のケースやが多いですが、自治体の直営として継続しているところもあります。他にもさまざまなケースが想定されます。
		17	協定書Aの締結のもと、自治体が事業継続した時の運営形態として、自治体から民間団体に対して委託する、または、民間団体を指定管理者とするという形態は認められますか。	可能です。
		18	協定書Aの締結後、3年後に自治体が予算措置できなかつた場合はどうなりますか。	本事業で自治体として事業継続をお約束いただいていた場合で予算措置できなかつたという事例はこれまでのところ発生しておりません。
		19	協定書Bの締結のもと、団体が申請時の聴取では事業を継続するとしていたにも関わらず、何らかの理由により助成期間終了後事業継続が困難となった場合、自治体に責任は問われますか。	団体の自主財源で継続する場合については、事業継続の責任は団体にあり、自治体に直接責任が問われることはございません。

	(3) その他	20	自治体協力届出の提出、協定書の締結は必須ですか。	必須です。
		21	自治体協力届出・協定書の文言の削除・修正をすることは可能ですか。	基本的に条項そのものの削除は認められませんが、文言を具体的にするなどの修正は認められる可能性がありますので、まずは変更案をご相談ください。また、協定書については、助成事業決定後に三者で改めて文言について協議、確認をいたします。
		22	助成終了後に自治体が予算措置のうえ各自治体の事業として継続する場合、申請時点において自治体が4年後の予算を担保することは困難であり、各自治体でも苦慮しているところと考えるが、どのように考えていますか。また、対応策や他自治体の対応状況があれば教えてください。	自治体協力届出様式Aのご提出の段階では、助成期間終了後の予算確保に向けて、自治体として、議会や関係機関とのご調整など最大限のご協力を頂けることを確認させていただきます。申請段階における自治体の対応状況は様々ですが、首長の判断をいただいたり、議会でご説明いただいたりしている場合もあると把握しています。
2.申請について	(1) 対象となる団体・法人格について	23	株式会社等の営利法人は助成の対象になりますか。	助成対象外です。
		24	今年度団体を設立しました。法人格を取得してからの団体実績が乏しいです。申請することはできますか。	可能です。その場合、提出書類とされている前年度活動報告書や借借対照表などの代わりに、今年度の活動計画書など提出可能な財務諸表をご提出ください。
		25	法人格の取得や、一般社団法人や一般財団法人の非営利型へ定款変更はいつまでに行えばよいですか？	申請時までには法人格の取得と定款変更が完了している必要があります。
		26	学校法人、医療法人、認可地縁団体は申請団体の対象となりますか。	医療法人は社会医療法人のみを対象とします。いずれの場合も、非営利性が担保できるかを確認させていただくため、定款・寄附行為等の提出が必要となりますので、個別にご相談ください。
		27	複数団体による事業実施は可能ですか？	複数団体が連携して事業を実施することは可能ですが、申請主体(助成金の受け手)となり、事業実施責任を持つ団体は団体のみとなります。
	(2) その他	28	同一法人で複数の拠点を申請することはできますか。	可能です。その場合、申請は基本的に1拠点につき1申請とし、複数拠点分それぞれ、必要資料を作成の上申請を行ってください。自治体やモデルが異なる場合、自治体協力届出は各自治体、各モデルに応じたものをご提出ください。
		29	既に同事業を実施している拠点が近くにありますが。新たな拠点を設置することはできませんか。	同地域において実施する必要性が確認できれば可能です。
		30	開設事業と運営事業を同時に申請することは可能ですか。	可能です。例えば、2024年4月から9月までの間に施設の改修を行い、2024年10月から2025年3月末までの運営を含んだ事業を一つの申請で行うことが可能です。しかし、今回募集する事業の終了日は2025年3月までですので、2025年3月までに運営を開始できない場合は、開設事業のみとしてください。
		31	開設事業は申請せず、運営事業のみ申請することは可能ですか？	可能です。
		32	開設費と運営費の助成金額は上限ということですか？	助成金額は上限です。上限を超える分は原則として自己負担となります。
		33	開設事業と運営事業、どちらか一方のみが採択となることはあり得ますか。	基本的にはありません。開設事業と運営事業を同時にご申請頂く場合は、セットで審査を致します。
		34	日本財団とは別の団体や自治体からの助成事業や補助事業と重複してもよいですか。	重複は認めません。重複がないように事業内容を分ける必要があります。
		35	初年度は運営事業のみを実施し、翌年度に建物を建て開設事業と運営事業を実施するというのは可能でしょうか。	1年目に運営事業を開始し、2年目に運営事業に加えて開設事業を行った事例はありますが、子どもに最適な空間を早く提供するため、1年目での開設事業の実施を推奨しています。
36	事業の継続にあたり、現時点では寄付金や補助金は確定しておりませんが、確定していないものを記載しても良いでしょうか。	申請補助資料内の「継続計画書」には、確定していない場合でも、これまでの実績や具体的な施策に基づいた計画をご記載ください。		

(1) 土地について	37	団体関係者個人や団体の関連法人(例:団体関係者が理事を務める株式会社などが所有する土地で開設事業を行うことは可能ですか。)	助成対象外です。団体あるいは自治体に譲渡されていれば可能です。
	38	団体に関係のない個人や法人が所有する土地で開設事業を行うことは可能ですか。	原則として助成対象外です。団体や自治体に譲渡されていることが望ましいです。ただし、最低8年以上無償貸与するなど継続性が担保されることで認められる場合もありますので申請の際に明記してください。
	39	法人所有の土地で、抵当権設定がされている土地(銀行融資のローンで購入した土地のため。名義は法人だが銀行による抵当権が入っている)に、法人所有とする建物を新築する場合、開設事業費として申請は可能ですか。	可能ですが、抵当権が入っている土地においては、継続性について慎重に審査させていただきます。
	40	賃貸の土地で、建物は団体所有とする場合の開設事業は対象となりますか。	原則対象外です。団体か自治体が所有する土地が優先となります。ただし、土地を団体や自治体に譲渡または最低8年以上の無償貸与するなど継続性が担保されることで認められることもありますので申請の際に明記してください。
	41	建物を新築する場合、土地の整地代は助成対象に含まれますか。	土地の整地のみに係る費用であれば、含まれます。旧施設撤去費については対象外となりますのでご注意ください。
	42	新たに土地の購入を考えています。土地購入の契約締結後4月以降に工事を考えていますが、申請することは可能ですか。	助成金申請時点において、土地の購入または土地の購入を確約する覚書を締結していれば、申請頂くことは可能です。工事自体は事業期間開始日以降の月以降になります。
(2) 建物について	43	団体関係者個人や団体の関連法人(例:団体関係者が理事を務める株式会社などが所有する物件の改修は可能ですか。)	助成対象外です。団体あるいは自治体に譲渡されていれば可能です。
	44	団体に関係のない個人や法人が所有する物件の改修は可能ですか。	原則として助成対象外です。団体や自治体に譲渡されていることが望ましいです。ただし、最低8年以上無償貸与するなど継続性が担保されることで認められる場合もありますので申請の際に明記してください。
	45	建物の解体費は助成対象ですか。	助成対象外です。
	46	現在建築中の建物の一部負担を開設助成費から行うことは可能ですか。	助成対象外です。
	47	「旧施設撤去費」は対象外とありますが、改築の場合、建物の一部を取り壊して新たな部分を建築する場合の、取り壊し工事費(処分料含む)は対象になりますか？	元からある建物を一部壊して、改修する場合は助成対象となります。旧施設を完全に撤去して更地にする場合は、撤去費用は助成対象外で、新築建物の建設費用のみ助成対象となります。
	48	建物の譲渡に係る費用を開設事業内で支出することは可能ですか。	土地や建物の取得に係る費用は助成対象外です。
	49	開設事業で建物を新築し、什器備品も購入したいです。全て併せて6000万円が上限ですか。	原則として、全て併せて上限6000万円が上限です。
(3) 建物見積書について	50	採択決定後に土地・建物を団体所有に移す名義変更を行いたいのですが可能ですか。	申請の段階から個人名義ではなく団体名義の物件になっていることが望ましいですが、やむを得ない事情があれば、事業開始2022年4月1日)前までに団体への物件譲渡を確約する覚書交わしていただいた上で審査を進めることは可能です。ご事情や名義変更の見通し(事業開始の2022年4月1日に間に合うようにご変更いただけるか)を申請書類に明記し、上記覚書を追加提出してください。
	51	申請にあたって建築見積書の提出が必要とありますが、どの程度のものが必要ですか。採択が未確定な中で、設計士にどのように頼んだら良いですか。	採択されなかった場合も団体で負担可能な程度で準備してください。基本的には「基本設計」に基づく見積を提出頂ければ問題ございません。審査の過程で「基本設計」についてもご提出をお願いする場合があります。
	52	設計をするにあたり、元となる法令や関係法令があれば教えてください。建築基準法上の用途判定の決まりはありますか。	「子ども第三の居場所」は当財団が主体となって実施している事業であり、元となる法令や関係法令等はありません。また、地域の現状や運営団体の特徴・既存事業を考慮した事業の実施を促していることもあり、拠点によって事業形態が異なります。従って、建築基準法上の用途も拠点によって「児童福祉施設等」、「事務所」「公会堂又は集会場」とさまざまです。当財団としては用途の指定などは行っておりませんので、団体の方と事業内容や並行して行う事業の有無などについて話し合いの上、用途を検討してください。
	53	建築見積書について、指定の様式はありますか。	ありませんが、建築士が作成したものをご提出ください。
	54	実施設計を委託する場合、200万円以上1000万円以下であれば見積もり合わせを行えばいいでしょうか。	200万円以上1000万円以下の契約は見積もり合わせ、もしくは指名競争入札の対応を原則としています。契約に関する詳細は、事業実施ガイドブックの8をご覧ください。(参考:事業実施ガイドブック https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2023/03/gra_gui_71.pdf)
55	基本設計の見積書ですが、採択された後、実際の見積りで増額になった場合、増額分も補助の対象となるのでしょうか。	助成対象とはなりません。採択後の助成金額の増額はできません。よって助成対象となる場合も、自己負担額を増やしていただくか、支出計画の見直しが必要になります。	

3.開設事業について	(4) 工期・事業期間について	56	4月から拠点の運営を始めたいです。4月より前に準備した期間にかかった費用は助成金の対象となりますか。	対象外です。開設事業では入札の実施等、事前の準備も必要となります。準備期間も含めて必ず、事業期間内(事業開始年度の4月～3月)での実施を計画してください。
		57	工事完了が事業開始年度内に間に合わない場合でも申請できますか。	事業開始が事業開始年度内であれば可能です。申請時は事業終了日(毎月31日)に設定し、実際の終了予定時期を別途記載してください。採択後、建築状況に応じて事業期間の延長等、別途の手続きで対応いたします。
		58	運営しながら施設を改修することは可能ですか。	通常の運営に影響がない、または仮の実施場所を無料で使用できるということであれば、可能です。申請後の審査の段階で、詳細についてご相談ください。
		59	事業については助成が決定し、財団との契約締結後の4月1日以降に着手とありますが、施設の実実施設計についても契約・着手は4月1日以降ということでしょうか。	ご認識のとおり、施設の実実施設計についても契約・着手は4月1日以降です。
		60	助成金交付決定後の入札は、設計会社と建築会社は別にしなければなりませんか？	建築会社の選定にあたっては、1,000万円以上の契約となる場合は入札を行っていただきます。入札に際して予定価格の設定等のために基本設計を担当した設計会社が、建築工事の入札に参加することはできません。設計会社の選定に関しては、1,000万円未満であれば入札は不要です。
	(5) その他	61	開設事業は建設費だけでなく、必要な家具・電気製品等の什器・備品のみを購入する場合も対象となりますか。	建設費でなくとも、合計500万円以上の備品や設備の購入は開設事業の対象となります。500万円未満の場合は運営事業として申請してください。
62		助成金で建てた建物の用途変更があった場合は、どのような手続きがありますか。	助成契約において、助成終了後5年間は建物の使用目的の変更は行えない旨を規定いたします。万が一使用目的の変更等が発生する際は、助成金の返還が発生する可能性があります。	
4.運営事業について	(1) 運営する場所について	63	個人所有物件や賃貸物件で運営事業のみ実施することは可能ですか。	可能です。使用にあたっての条件や合意事項を所有者と運営団体の間であらかじめ決めていただく必要があります。また、賃料は助成対象外です。なお、改修を含む開設事業は原則として助成対象外です。
		64	延床面積90㎡以上は必須ですか。	基本的には延床面積90㎡以上を要件としていますが、90㎡に満たない場合であってもできるだけ広く場所を取れるところを探してください。近くに使える場所等も含めて総合的に判断致します。
	(2) 児童数について	65	子どもの人数の条件は、事業開始当初から利用対象者として確保する必要がありますか。または、事業を開始し運営していくなかで、定員及び利用人数を確保していくことも大丈夫でしょうか。	可能な限り事業開始当初から利用者人数を確保いただくことが望ましいです。運営を行う中で人数を増やしていく場合も、初年度中を目途に利用人数を確保いただきます。
	(3) スタッフ人材の要件について	66	居場所の現場スタッフの確保がまだできていません。「教育(学校や塾等)や保育(保育園等)、療育障害児支援(放課後等デイサービス)、児童福祉施設(児童養護施設等)の現場経験者が2名以上いること。うち1名は経験年数が3年以上であること。」という人材に関する要件をどのように満たせばよいですか。	申請時点で居場所運営に関わるスタッフを実際に確保できていることが望ましいです。現時点で未確保の場合でも、居場所運営開始時にこの条件を満たしていただく必要があります。「運営計画概要」の「スタッフ体制」において、特定の人材を既に確保できている場合は「確保済」、採用も含め今後獲得を想定している人材であれば「採用予定」を選択してください。
67		人材要件は、団体スタッフの中に該当者がいればよいでしょうか。	実際に居場所の現場で子ども支援に関わる人材の要件ですので、直接子どもに関わらない団体スタッフは対象外です。「運営計画概要」の「スタッフ体制」において、該当する人材の役割がわかるように記載してください。	

	(4) 包括ケアモデルについて	68	包括ケアモデルの対象者の選定は、どのように行っていますか。	主に公的扶助を受ける世帯を対象としています。自治体や学校からの紹介、チラシ配布、イベント実施などを通じて積極的にアウトリーチを行い、対象家庭とつながります。
		69	包括モデルでは食事提供が必須条件とありますが、拠点の手作りではなく弁当屋や配食サービスの利用であっても、食事提供として認められますか。	認められます。
		70	包括ケアモデルの申請を検討しています。助成期間終了後は自主運営をしていきたいのですが、行政の事業として継続する条件は必須ですか？	必須です。包括ケアモデルは行政による事業継続を前提とし、申請時に自治体協力届出A様式を提出頂く必要があります。なお、コミュニティモデルについては団体の事業として継続して頂くことが可能です。
	(5) コミュニティモデルについて	71	コミュニティモデルの対象者の年齢制限はありますか。	基本的には小学生以上の子どもを対象とした居場所となりますが、年齢制限はありません。大人を中心に対象者を設定するのは避けてください。
		72	コミュニティモデルの対象児童は、困難を抱えた子どもでなくとも問題ないでしょうか。	地域の様々な子どもを対象していますが、その中で困難を抱える児童を早期に発見し、支援する必要があります。
		73	コミュニティモデルについて、利用料を設定して良いでしょうか。	問題ありません。ただし、経済的支援が必要な家庭の利用については配慮をお願い致します。
		74	対象は「小学校低学年を中心とした子ども(未就学児～高校生)」ということですが、中高生だけを対象にすることは対象外でしょうか。	本事業のメインターゲットは、経済的困窮などの様々な困難を抱える小学校低学年の子どもですので、中高生だけの対象でしたら本事業の対象外です。
	(6) 対象となる費用について	75	法人税は運営費の助成対象内ですか。	助成対象外です。
		76	固定資産税は運営費の助成対象内ですか。	助成対象外です。
		77	2024年4月から拠点の運営を始めたいです。2024年4月より前に物品購入等の準備を行い、その期間にかかった費用は助成金の対象となりますか。	対象外です。物品の購入等、準備期間も含めて必ず、事業期間内(2024年4月～2025年3月)での実施を計画してください。
78		物件の賃借料は助成対象内ですか。	助成対象外です。	
79		運営事業のみ実施する団体が、運営事業の中で、家具や電化製品等の什器備品を購入することは可能ですか。	可能です。500万円未満であれば、運営費上限額とは別で備品整備にかかる費用を計上することができます。なお、開設事業を実施する場合は、開設事業の上限、000万円以内で什器備品費を計上いただくこととなり、運営事業に追加計上いただくことはできません。	
5. その他	(1) 採択数・次年度以降の募集について	80	初年度はコミュニティモデルとして申請し、その後、包括ケアモデルへ移行する等は可能ですか。	移行先モデルの要件を満たせば可能です。
		81	今年度採択件数の見込みはありますか。	特にありません。
	(2) 説明会動画について	82	次年度以降の募集も同様ですか。募集要項の内容が変わることはありますか。	次年度以降の詳細は未定です。
		83	申込をして表示されたパスワードを入力しても見られません。	パスワードをコピーする際に前後の無駄なスペースが入ってないか、パスワード入力時に「:」が入っていないか等ご注意ください。再度ご確認ください。正しく入力されていれば視聴可能な状態になっております。